

平成19年3月5日制定（国空乗第557号）
平成20年3月19日一部改正（国空乗第630号）
令和4年3月29日一部改正（国空航第3037号）

国土交通省航空局安全部安全政策課長

国土交通大臣の判定申請に適用する追加運用指針

下記事項に関わる国土交通大臣の判定（航空法施行規則第61条の2第3項の規定に基づく判定をいう。航空身体検査マニュアルⅡ-4参照）を行う場合には、航空身体検査マニュアルの規定に加え、本指針を適用するものとする。

記

- ・ 経皮経管冠動脈形成術（PCI）、冠動脈バイパス術（CABG）等
〈平成19年3月5日、国空乗第557号〉
- ・ ワルファリンカリウム錠の使用 〈平成20年3月19日、国空乗第630号〉
- ・ 無症候性脳梗塞に関する取扱いについて 〈平成20年3月19日、国空乗第630号〉

附 則（令和4年3月29日 国空航第3037号）

本指針は、令和4年4月1日から施行する。